

戦災復興期における岐阜市の緑地の捉え方の変容

岐阜大学 学生会員 ○栗本明宜
岐阜大学 正会員 出村嘉史

1. はじめに

本研究の対象地である岐阜市は全国に先駆けて戦災復興街路計画が立案され、戦災復興土地区画整理事業に着手した都市であり、迅速な復興が進められたとされている¹⁾。しかし、岐阜の近代都市計画において留意されてきた緑地の捉え方は、この復興期を挟んで連続的に維持されてきた訳ではない。本研究の目的は、この戦災復興前後戦災復興期（旧都市計画法制定後～1960年頃）における岐阜市の緑地の捉え方の変容を解明することである。岐阜市が編纂した文献資料、当時の新聞記事を収集・解説し、整理する。

2. 旧都市計画制定後の国や東京の緑の捉え方

a) 風致地区の定義の変化

1919年に旧都市計画法が制定され、その第10条、第11条において風致又は風紀の維持のために風致地区が導入され、さらに第16条において公園が都市計画の対象施設として設けられる法的根拠を持った。当初の風致地区制度で意図されたものは、必ずしも緑地の保存ではなく史跡、名勝、天然記念物保存の手段というやや限定的な表現となっている²⁾。しかし、1933年の内務次官通牒により作られた風致地区決定標準では「季節ニ応ズル各種ノ風景地、公園・社寺苑・水辺・林間・ソノ他公開慰楽地、史的又ハ郷土的意義アル土地、眺望地等」とされ公園、水辺、林間などが挙げられ広く緑地を対象含むものになった。風致地区は風致という必ずしも明確なイメージを共有するものでない概念を用いたことで様々な局面における緑地の保全に対応することに繋がったと舟引は述べている³⁾。

b) 東京緑地計画(1939年)

東京緑地計画において緑地は「建蔽セラレザル永続的」な空地とされている。緑地は具体的な施設としての公園や墓苑等を含む普通緑地、生産緑地、緑地に準ずるものの3種類に分類され、風致地区は庭園などとともに緑地に準ずるものという扱いであった。また、緑地帯を都市計画的に市街地周辺に配置し都市の外延化を防止するという目的もあった。東京緑地計画協議会の発起人である北村徳太郎は、風致地区について「本来其趣旨は風致の保存で緑地の夫れと自ら別問題で」とし「公園計画地を風致地区に設定するのは本末転倒の嫌ある」と述べている⁴⁾。

c) 戦災地復興計画基本方針(1945年)

1945年12月に閣議決定された戦災地復興計画基本

方針において、緑地は市街地の10%以上を整備することと数値で規定され、必要に応じて市の外周部の農地、山林、河川の保存のために緑地を指定するとされた⁵⁾。

d) 特別都市計画法(1946年)

防空法により保持されてきた空地の市街地の連担を防ぎ都市の平面的な膨張を抑えるため、住民の健康を保全するために緑地地域が指定された⁶⁾。特殊農林業用地（水田、良畑、山林その他）、水産業用地（池沼、河川、海浜、その他）、樹林地、その他の防災保安用地、及び厚生適地を包含とあるように、生産緑地や保存樹林等を含むとされている⁷⁾。

3. 岐阜市の迅速な戦災復興

岐阜合同新聞、戦災復興誌により、迅速な計画の立案、着手の要因は以下の5つに整理できる。

- ・戦災2ヶ月後、都市計画道路網が未定のため市民間において県当局の態度に不満が高まり、市は臨時市会協議会を開催、具体案を決定、県に提出した点⁸⁾。
- ・上において、市長松尾国松が動きの遅い県を無視し直接中央とやりとりをしていた点⁹⁾。
- ・全工区の測量を待つことなく、字図を利用した点。
- ・戦前に既定計画街路の53%が完成しており、それらを尊重した点。
- ・終戦直後、土地区画整理仮換地発表協議会を設け、その年内に仮換地を幾度も進めた市長の判断。

しかし、迅速に事業着手するため減歩率を低く設定したことが、公園計画の大幅な縮小に繋がった¹⁰⁾、土地区画整理事業期間は3度に亘り延長された¹¹⁾。

4. 岐阜市における緑地計画

岐阜市において、緑地の捉え方の変容は大きく3段階に分けられる。

a) 戦前

岐阜市は1929年に都市計画公園、1934年に風致地区を指定した。都市計画公園決定の理由書には「人口一人当たり公園面積1坪トセハ（中略）金華山及長良川沿岸ノ緑地其ノ他自然的空地並ニ今後土地區劃整理ノ施行ニ伴ヒ設置セラルヘキ小公園ヲ加算スルトキハ略前掲必要面積に適ス（後略）」¹²⁾とあり、公園を緑地や空地とも捉えている。さらに風致地区においては、添景の妙ある金華山、雄総山、船状山に加え都市計画公園に指定した加納公園、前一色公園も含まれていることから、公園も風致地区に含まれると捉えた。北村

徳太郎の緑地に比べて消極的な施策にもみえるが、担当した安藤坦都市計画地方委員会技師は、後に風致を一部市民の反対を押しても岐阜市に導入したことで評価されており、戦前の緑地政策の背景において意図されていた内容を再考する必要がある。

b) 予想緑地地域 (1946 年)

1946 年 4 月 1 日、特別都市計画法制定以前に岐阜市建設部は「予想緑地地域」を図 1 のように発表した。この地域は「家屋の建築は認めず、現在の畑地を一層強め野菜畑に利用し市民の食料補給の地とする」とあり、緑地は食料増産の地と捉えられ、さらに、グリーンベルト構想がみてとれ¹³⁾、戦前に結実しなかった理想的な緑地像を、食糧補給の必要性を口実にしながら実現させることを図った可能性がある。

c) 緑地地域 (1953 年)

特別都市計画法適用後、緑地地域 (図 2 の緑線で加筆強調した領域) が指定された。予想緑地地域で計画されていた市街地に近接した緑地帯は後退し、食糧補給の名目で予定されていたエリアは住宅開発の適地とされていった。北東部一帯は戦前の風致地区を緑地地域として指定したものであるが、長良川北部一帯は初めて正式に緑地指定されており、この一帯がないと戦災地復興計画基本方針の緑地基準 (市街地の 10% 以上) に満たないこと、戦災復興事業において公園計画が大幅に縮小した直後に発表された計画であることから、市街地の低い緑地面積を補い、戦災地復興計画基本方針の基準を満たすために指定されたと推測できる。

5. おわりに

戦前の岐阜市においては、公園を緑地や空地と捉えていた。また、岐阜市は内務省の風致地区の定義の変化に従い公園も風致地区に含まれると捉え指定し、制度を利用し緑地を現在まで保存することができた。

戦後においては、緑地を食料増産の場として捉え、食糧難のため長良川以北を予想緑地地域としたが、戦後の食糧難が終わると緑地への意識が薄れ、迅速な戦災復興と住宅難の意識が強まり予想緑地地域の多くは宅地化されてしまった。さらに、復興着手を速めるために減歩率を低くしたことが公園計画の大幅な縮小に繋がり、その埋め合わせとして長良橋以北一帯が 1953 年に緑地地域に指定されたものと思われる。

こうした緑地の捉え方の変容の背景に、都市の位置づけに関する構想の混乱があるものと考えられ、個別に焦点を当てて要因を解明するつもりである。

参考文献

- 1) 岐阜市役所都市計画課：戦災復興誌 岐阜市，1958.
- 2) 内務省都市計画局：都市計画法釈義，1922，p82

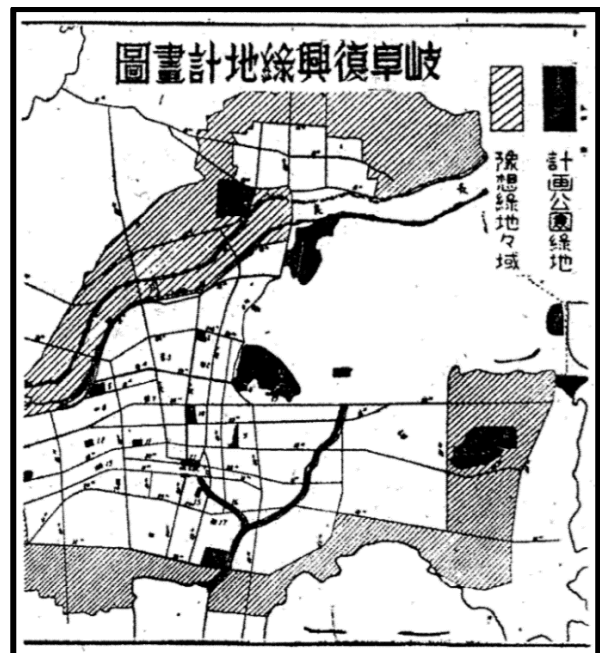


図 1 予想緑地計画図 (1946)

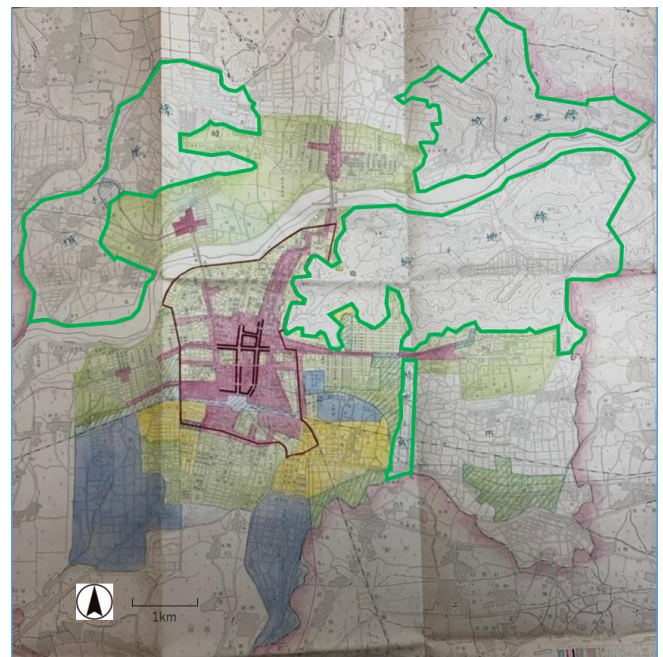


図 2 緑地地域図

(用途地域図(1951)と緑地地域図(1953)に筆者加筆)

- 3) 舟引敏明：都市緑地制度論考，2014，p45
- 4) 北村徳太郎：国土計画と緑地問題，北村徳太郎論文集，1965
- 5) 建設省：戦災復興誌 第3巻，都市計画協会，1958
- 6) 第90回帝国議会衆議院特別都市計画法案委員会議録（速記），1946.7.13
- 7) 戦災復興院次長通牒：緑地地域指定標準，1946.9.27
- 8) 岐阜合同新聞：1945.9.4
- 9) 岐阜合同新聞：1945.9.25
- 10) 岐阜市役所都市計画課：前掲資料，p37
- 11) 岐阜市役所都市計画課：前掲資料，p24
- 12) 内務省：岐阜都市計画公園決定ノ件，1929
- 13) 岐阜タイムズ：1946.4.2